

## 時代の眼

# 規制と自由化をめぐる政策動向をみて

佐藤 進

今日、規制の撤廃、一方自由化という言葉が、政策的主張を伴って各々の立場から広く論争をひきおこしている。ことに国際的な低経済成長体制の長期化と失業の増大化が、経済の活性化のために市場の自由化、オープン化政策を求め、これを阻む規制の撤廃と自由化、開放化を求める声が経済、財政金融、加えて労働、社会保障の分野など、あらゆる面に広がっている。このような主張は、今日あたかも時の流れとして、これまで「保護」の手段としての公的な規制はすべて時代おくれの“Ancien régime（旧体制）”であり、規制撤廃、自由化は“Neuve régime（新体制）”のシンボルのように唱えられているように見える。このような時の流れとする主張に対し、前世紀への逆戻り、新保守主義の抬頭などの批判がみられているのも否定できない。この自由競争と公的規制撤廃の政策的主張は、20世紀末のものではなく、国際的な経済停滞への転換の1970年末のイギリスのサッチャー政権、アメリカのレーガン政権、そしてわが国でも当時の政権と第2次臨時行政調査会の各種答申にみられてきた。周知のように、ニュアンスはみられるにせよ、この三国にみられる御国柄、また政権党の性格と政策を反映しつつも、自立自助、福祉国家依存の回避、民間活力の利用（あるいは民営化促進）の三原則を軸に、行財政構造改革推進にかかわって、規制の撤廃、自由化促進が進められ、またリアクションがみられてきた。

すべての改革は、規制といい、自由化というも、今日どの領域においても国民経済の活性化、雇用の増大と安定化、これも快適な生活権保障に結びつく各領域のタテ割り対象ではなく、整合的、総合的、効率的、公正的な視点によって検討さるべきで、ただ財政面からのみでないことが希求されるのは当然なことである。言うはやすく、行い難しかもしれないが、改革が、こと痛みを伴うという場合は、負担と給付、これも受益者、利用者である国民に、負担に即応する内容ある給付に結びつきえない政策内容では一時的にはともかく持続性のないものでは不成功に終ろう。

現在強調されている「保護」という公的規制の撤廃と自由化促進は、市場経済の活性化に万事資

するという発想は、世界的な不況期の一般則といわれようが、世界の成熟資本主義国をとってみても、そこにはニュアンスが存在する以上総論的側面のみでも、各論的側面のみでも多様な与件が問題となっているのである。今日、筆者のような素人眼によっても、わが国の財政金融構造改革が試みられつつあるといえ、「保護」という公的規制の撤廃と自由化促進、自立自助依拠とのバランスの実現を目ざすというも、現実には「保護」が国益＝金融財政秩序維持＝企業安定擁護に終始している相をみることができるのである。このような政策が、自由化、自立自助と背理していることは自明である。ただ、これが戦前から戦後の今日にいたる間、わが国の資本主義の歩みとかがわって、中央政府による公的規制による目的的な保護より、強力な政官財癒着の庇護政策を媒介に「日本型」経済発展を生み出してきたことは紛れもない事実である。これが、今日旧態的なもので改革が迫られているのは当然であろう。いま、規制と自由という命題は、改めて日本的風土とその明日への与件の分析が問われているのであり、市場経済の活性化とそのための自由化、規制撤廃のアメリカ型発想万能では対応できないようにみえるのである。

今日この規制撤廃と自由化を求める政策は、市場保護にかかわる領域でとりわけ著しい。従来「保護」＝公的規制の領域で著しかった、社会的弱者保護を目的とした社会法といわれる法領域にある労働法の対象である勤労者（男、女性）や、社会保障法の対象である勤労者やその家族に加え公的扶助を受けている人々や、各種の社会手当を受けている人々や、児童、障害者、母（父）子、高齢者の人たちの領域でも今日著しい。

いま、勤労者は、自由経済競争を前に産業構造、企業労使関係構造の変化への対応として、企業内のリストラとアウトソーシングにより、企業の活動活性化に対応して、労働法の世界では雇用の自由化を目ざす派遣労働化や裁量労働拡大化促進の法改正による規制の撤廃緩和に当面している。ここで、果して雇用促進、雇用安定、快適な生活権確保が確保できるのであろうか極めて疑問に感ずるのである。また社会保障法の領域で、ここでも公的規制の撤廃と自由化として、公的福祉措置サービスの契約自由によるサービス提供化が、各種の関係法改正、介護保険法制定などによって促進が試みられつつある。なお、これは公的年金保険改革でもみられようとしている。しかし、自立自助、自由化、民間活力利用によって、利用者にコスト少く、快適なサービス提供が可能なのであろうか。少くも、利用者、消費者の人権擁護にかかわる保護の規制と自由化とのバランスなき自由化、民間活力の利用は、何かしら不安を覚えるのである。(1998.5)

(さとう・すすむ 立正大学・日本女子大学名誉教授、新潟青陵女子短期大学特任教授)